

王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託の業者選定を行うにあたり、必要な事項を定めます。

2 事業概要

(1) 業務委託名

王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託

(2) 業務委託内容等

本業務は、川崎市の環境行政に関する取組について、市内外に発信することを目的とした総合的な環境学習の施設として、川崎市麻生区に設置している「王禅寺エコ暮らし環境館」の展示案内、施設見学受付、普及啓発、広報、施設の維持管理等の運営管理業務等を実施するものです。詳細については、別途仕様書に定める事項を参照してください。

今後は、市内外の小中学校からの団体見学受入数の増加・定着化を狙いとするほか、イベント等の工夫により施設の魅力向上を図ることで、さらなる来館者の増加を目指しています。

また、情報発信拠点として周辺施設・企業等と連携した取組や海外からの視察等への対応の強化の検討を進めたいと考えています。こうした施設の役割、情勢を踏まえ、令和9年度からの運営管理に向けて、豊富な経験を有する事業者から意欲的で創意工夫のある企画提案を受け、その専門的能力を積極的に活用することを目的として、事業者を募集します。

(3) 契約期間

契約日から令和12年3月31日まで

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 履行場所

王禅寺エコ暮らし環境館（川崎市麻生区王禅寺1285番地）

3 参加者の資格要件

次の条件（1）から（5）をすべて満たしていることを、確認してください。

- (1) 国、地方公共団体又は民間企業が発注した「常設展示施設」において、本業務と類似（施設や展示等の説明案内、施設見学の受付業務等）の管理運営業務の契約実績（平成28～令和7年度）を証明できること。ただし、契約期間については1年以上とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 企画提案書評価委員会の審査日において、川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「19 施設維持管理」種目「99 その他の施設維持管理」に登録されている者であること。

4 業務規模概算額（上限額）

総額 169,746,940 円（消費税相当額含む）

1 年目（令和 9 年度）	56,754,207 円（消費税相当額含む）
2 年目（令和 10 年度）	56,410,126 円（消費税相当額含む）
3 年目（令和 11 年度）	56,582,607 円（消費税相当額含む）

5 スケジュール一覧

項 目	日 程
プロポーザル実施要領・仕様書等の公表	令和 8 年 10 月 1 日（木）から
現地説明会参加申込書の受付	令和 8 年 10 月 14 日（水）正午まで
現地説明会	令和 8 年 10 月 21 日（水）※時間は別途指定
プロポーザル実施要領・仕様書等の配付	令和 8 年 10 月 27 日（火）まで
参加意向申出書の受付	令和 8 年 10 月 27 日（火）まで
提案資格確認結果通知書の交付	令和 8 年 10 月 30 日（金）
質問の受付	令和 8 年 11 月 4 日（水）正午まで
質問書の回答	令和 8 年 11 月 9 日（月）
企画提案書の受付	令和 8 年 11 月 16 日（月）まで
提案書提出辞退書の受付	令和 8 年 11 月 16 日（月）まで
提案内容のヒアリング 企画提案書評価委員会の審査	令和 8 年 11 月 24 日（火） [予定]
選定結果の公表	令和 8 年 11 月下旬 [予定]
契約締結	令和 8 年 12 月初旬 [予定]

6 プロポーザル実施要領・仕様書等の公表

(1) 公表方法

実施公表については、環境局施設部処理計画課の所管する Web ページ及び「入札情報かわさき」へリンク掲載が行われます。

(2) 公表期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月27日（火）午後5時まで

7 現地説明会

現地説明会に参加する場合は、次の（１）に記載している期限までに、現地説明会参加申込書（様式１）により、川崎市環境局施設部処理計画課あて電子メールで提出してください。

（１）受付期間

令和8年10月14日（水）正午まで

（２）開催日時

令和8年10月21日（水）（午前9時～午後5時のうち、各事業者40分程度）

各事業者の集合時間については、参加申込書の受付を締め切った後、調整して連絡します。

（３）開催場所

王禅寺エコ暮らし環境館（川崎市麻生区王禅寺1285番地） 現地集合

（４）参加可能人数

各事業者3名以内

8 参加意向申出書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次の（１）に記載している期限までに、参加意向申出書（様式２）に、類似の契約実績を証する書類（参加者の資格要件（１）に記載している事項を確認するため）、事業者の概要が分かるパンフレット等を各1部添付し、持参又は郵送（書留等の配達記録が残る方法に限る）にて提出してください。

（１）受付期間

令和8年10月27日（火）午後5時まで（郵送の場合、午後5時必着）

（受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く）

（２）提出場所

川崎市環境局施設部処理計画課

（川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎20階）

9 提案資格確認結果の通知

プロポーザル参加意向申出書を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認を行った後、提案資格確認結果通知書（様式３）を交付します。

（１）交付日

令和8年10月30日（金）

（２）交付方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

10 質問の受付及び市からの回答

実施要領及び仕様書の内容等に関する質問を、次の（１）に記載している期限まで受け付けます。質問書（様式４）により、川崎市環境局施設部処理計画課まで電子メールで送付してください。（電話、FAXによる質問には回答しません。）

（１）受付期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月４日（水）正午まで

（２）回答日

令和８年１１月９日（月）

（３）回答方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

11 企画提案書等一式の受付

企画提案書等一式を、次の（１）に記載している期限まで受け付けます。持参又は郵送（書留等の配達記録が残る方法に限る）にて、川崎市環境局施設部処理計画課に提出してください。

（１）受付期間

令和８年１１月１６日（月）午後５時まで（郵送の場合、午後５時必着）

（受付時間：午前９時～午後５時 閉庁日及び正午～午後１時を除く）

（２）提出書類（企画提案書等一式）

ア 企画提案申請書（様式５）：正…１部 副…１部

イ 団体の概要（様式６）：正…１部 副…１部

ウ 団体の組織図（任意帳票）：正…１部 副…１部

エ 企画提案書（任意帳票、上限Ａ４ １０枚）：正…１部 副…１０部

オ 見積書（任意帳票、単年度ごと３年分）：正…１部 副…１０部

カ 上記書類のデータを入れたＣＤ－Ｒ：１枚

※企画提案書の上限１０枚は用紙の枚数です。両面印刷２０ページとすることも可能です。

※企画提案書の副本（１０部）及び見積書の副本１０部については、団体名が分からないように提出してください。

（３）記載事項

企画提案書（任意帳票）には、取組姿勢、企画提案内容、実施体制、経験・ノウハウについて、必ず記載してください。また、後述する提案内容の評価基準を参考に作成してください。

12 提案書提出辞退書の受付

提案書提出を辞退する場合は、次の（１）に記載している期限までに、提案書提出辞退書（様式７）により、持参又は郵送（書留等の配達記録が残る方法に限る）にて、川崎市環境局施設部処理計画課

に提出してください。

(1) 受付期間

令和8年11月16日(月)午後5時まで(郵送の場合、午後5時必着)

(受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(2) 提出場所

川崎市環境局施設部処理計画課

(川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎20階)

13 提案内容のヒアリング及び企画提案書評価委員会

提案内容のヒアリング及び審査のため、川崎市環境局内に企画提案書評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を設け、参加者に企画提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。評価委員会の委員が審査をした後、参加者の中から最優秀者(事業者)及び次点者(事業者)を選定し受託予定者とします。

選定後、最優秀者(事業者)との協議を行い契約締結となりますが、最優秀者(事業者)との協議が不調となった場合には、次点者(事業者)と随意契約を締結いたします。

(1) 開催日

令和8年11月24日(火) [予定]

(2) 開催場所

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎局会議室 [予定]

(3) 内容

評価委員会では、事前に提出されている企画提案書(任意帳票)を委員に配付してありますので、持ち時間15分でプレゼンテーションを行っていただき、その後、評価委員会委員により10分間の質疑応答を行います。

(4) 会議の公開

評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年3月19日第2号)第5条第3号に基づき、非公開とします。

(5) 注意点

ア 評価委員会の詳細(集合場所、時間割等)は、別途連絡いたします。

イ 当日、資料等を追加することはできません。

ウ 1事業者あたりの出席は、3名以内としてください。

14 提案内容の評価基準

評価委員会では、次の評価項目と評価基準に沿って点数付けを行います。各委員は、各参加者からのプレゼンテーション及び質疑応答を経て、採点を行います。

(1) 基準点

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を越えた参加者について適正と判断します。

(2) 最高評価点が同点となった場合の措置

採点の結果、最も高い総合点を獲得した参加者が複数の場合（同点）は、次の順で選定するものとします。

ア 評価項目A及びBの合計点が最も高い提案（参加者）を選定する。

イ アで選定されない場合、評価項目C及びDの合計点が最も高い提案（参加者）を選定する。

ウ イで選定されない場合、見積金額が最も低い提案（参加者）を選定する。

なお、上記により選定が難しい場合は、評価委員会委員の協議により順位を決定することとします。

評価項目		評価基準	
A	取組姿勢	①	施設の役割、運営管理の基本的考え方を理解した上で提案がなされているか。
		②	ヒアリングにおいて、業務の理解度、実現性、意欲などが高いか。
B	企画提案内容	①	展示等案内業務について具体的な提案がなされているか。
		②	周辺施設、市民団体等との連携について実現可能で魅力のある提案がなされているか。
		③	来館者の増加のための展示案内やイベント等、新たなアイデアにより施設の魅力が向上するような提案がなされているか。
		④	効果的な広報や市内外への情報発信に関する業務について、実現可能な提案がなされているか。また、国内外の視察対応や情報発信に対する工夫がなされているか。
C	実施体制	①	施設運営にあたって、人員配置は適切か。 （「働き方改革」に則した人員体制・障害者雇用の促進など）
		②	スタッフに対する研修体制が整っているか。
D	経験・ノウハウ	①	運営にあたって、十分な経験やノウハウを有しているか。
E	見積価格の妥当性	①	提案内容及び配置人員数による人件費、直接経費、管理費が適切かつ妥当な金額となっているか。

15 選定結果等の通知及び公表

提案内容のヒアリング及び企画提案書評価委員会による審査を実施し、その選定結果を全ての参加者に通知するとともに、環境局施設部処理計画課が所管する Web ページで公表します。

(1) 通知及び公表日

令和8年11月下旬 [予定]

(2) 各参加者への通知方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

16 契約の手続等

評価委員会で選定した受託予定者に対して、本業務に係る仕様書の細部や契約金額等について協議を行い、協議が成立した場合には、随意契約として契約を締結します。この場合において、改めて見積書等の提出を求めることとなります。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ 上記ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

作成するものとします。

(3) 条件等

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

17 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨（円）

(2) 提出書類の取扱い

ア 各参加者から提出された書類等は、今回の評価・選定以外に提出者に無断で使用することはありません。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

エ 提出書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 提出書類は、あくまでも本業務実施にあたっての知識、経験、熱意等を確認するために使用します。提出書類に記載されている内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

カ 提出書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）
第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

（3）無効及び失格となる参加者

ア 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

ウ 仕様書に適していない場合

エ 提出書類の提出後に、参加者の資格要件を満たさなくなった場合

オ 提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加しなかった場合

（4）関連情報を入手するための照会窓口

所管課：川崎市環境局施設部処理計画課（担当：金刺・吉田）

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1（川崎市役所本庁舎20階）

電話：044-200-2589

メール：30syori@city.kawasaki.jp